

規制改革・民間開放推進会議 ～ 厚生労働省提出資料 ～

●医療法人制度改革について 1

～ 医療法人に求められる将来像の提示とそれに沿った制度改革の実現 ～

○医療法人に対する出資又は寄附について (抄) 2

(平成3年1月17日指第1号

東京弁護士会会長宛 厚生省健康政策局指導課長回答)

○医療法人に出資した営利法人は医療法人の社員総会における

議決権を有しないものとした裁判例 3

(東京地裁 平成12年10月5日判決) 出資持分払戻請求事件

○医療法人の議決権・法的根拠について 4

医療法・民法 (抜粋)、

医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について (抄)

(昭和61年6月26日健政発第410号

各都道府県知事宛 厚生省健康政策局長通知)

平成16年11月9日

医療法人制度改革について

～ 医療法人に求められる将来像の提示とそれに沿った制度改革の実現 ～

医療提供体制の有力な担い手としての医療法人を伸ばす立場

○医療法人制度が発足して50年以上経過し、次のような問題点が顕在。

- I. 非営利性の考え方が不明確となっているおそれ
- II. 救急医療やへき地医療など住民が望む公益性の高い医療とミスマッチになっているおそれ
- III. 経営のチェック機能が有効に働いていないおそれ
- IV. 経営の透明性が確保されていないおそれ
- V. 業が安定的に提供されていないおそれ

医療法人の規制改革を求める立場

○株式会社のもつメリットを医療機関経営に活かせるよう要請。

- I. 医療法人は実質的に非営利ではないのでは
- II. 株式会社でも公益性の高い事業を実施できるのでは
- III. 株式会社は株主という経営をチェックする機能が担保されているのでは
- IV. 信頼が重要な株式会社は透明性のある経営ができるのでは
- V. 直接金融により安定した経営が可能では

〔医療法人制度改革の基本的な方向性〕

I. 非営利性の徹底、II. 公益性の確立、III. 効率性の向上、IV. 透明性の確保、V. 安定した医療経営の実現

- 一. 公益性の高い医療を提供する競争力のある医療法人の実現
- 二. 住民が支える医療法人制度への改革による医療経営の安定化の実現
- 三. 限られた医療資源の効率的な活用による住民の利便性の向上と負担の抑制

【平成18年の医療制度改革へ（検討）】

○医療法人に対する出資又は寄附について（抄）

（平成3年1月17日指第1号

東京弁護士会会長宛 厚生省健康政策局指導課長回答）

照会； 1 株式会社、有限会社その他営利法人は、法律上出資持分の定めのある社団医療法人、出資持分のない社団医療法人または財団医療法人のいずれに対しても出資者又は寄附者となり得ますか。

回答； 標記について、平成3年1月9日付東照第3617号で照会のあったことについては、下記により回答する。

記

照会事項1については、医療法第7条第4項（現 第5項）において「営利を目的として、病院、診療所又は助産所を開設しようとする者に対しては、都道府県知事は開設の許可を与えないことができる。」と規定されており、医療法人が開設する病院、診療所は営利性を否定されている。そのため営利を目的とする商法上の会社は、医療法人に出資することにより社員となることはできないものと解する。

すなわち、出資又は寄附によって医療法人に財産を提供する行為は可能であるが、それに伴っての社員としての社員総会における議決権を取得することや役員として医療法人の経営に参画することはできないことになる。

（以下、略）

医療法人に出資した営利法人は医療法人の社員総会における議決権を有しないものとした裁判例

(1) 事件の概要 (争点)

医療法人が定款を変更した後死亡した社員の持分払戻請求権を相続した妻が、定款変更の決議の無効を主張して争われたもので、決議が無効な理由として、当該医療法人に出資している営利法人（合名会社で出資持分の約8割を占める。）の賛成の意思表示が合名会社内の手続違反により無効であり、その結果、定款変更に必要な社員総会の出席社員の3分の2以上の同意という旧定款の要件を欠くことを主張したもの。

(2) 判示事項

○東京地裁（平成12年10月5日判決）：医療法は、7条5項において、営利を目的として病院等を開設しようとする者に対しては開設の許可を与えないことができると規定するとともに、54条において、剰余金の配当を禁止している。

（中略）

このように、医療法は、医療法人の営利性を否定しているのであるから、営利法人が医療法人の意志決定に関与することは、医療法人の非営利性と矛盾するものであって許されないと解すべきである。

そうすると、本件においては、△△合名会社が被告に出資したことが認められるものの、同社は被告の社員総会における議決権を有しないと解される。

○東京高裁（平成13年2月28日判決）：一審判決を支持（理由は一審判決どおり）

○最高裁（平成15年6月27日決定）：上告不受理（これにより一審の判決が確定）

医療法人の議決権・法的根拠について

○医療法（昭和23年法律第205号）

第68条 民法（明治29年法律第89号）第40条から第44条まで、第50条、第51条第1項（法人の設立のときに関する部分に限る。）及び第2項、第52条第2項、第55条から第57条まで、第59条から第66条まで、第69条、第70条、第73条から第76条まで、第77条第2項（届出に関する部分に限る。）、第78条から第83条まで、商法（明治32年法律第48号）第125条及び第131条並びに非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第35条第2項、第36条から第37条ノ2まで、第136条から第137条まで、第138条及び第138条ノ3の規定は、医療法人について準用する。

○民法（明治29年法律第89号）

第65条 各社員ノ表決権ハ平等ナルモノトス

2 総会ニ出席セサル社員ハ書面ヲ以テ表決ヲ為シ又ハ代理人ヲ出タスコトヲ得

3 前2項ノ規定ハ定款ニ別段ノ定アル場合ニハ之ヲ適用セス

【公益法人実務研究会 編著「四訂 公益法人の理論と実務」 財団法人公益法人協会】

各社員の表決権は原則として平等である。ただし、表決権について定款に特別な規定がある場合は、これに従うことになる（民法第65条第1項、第3項）。定款で表決権に差別を設ける場合は、会費の多寡に比例させることが多い。しかし、このように表決権に差別をした場合には、多数表決権をもつ社員に法人の運営権が移り、法人の性格が公益的なものから有力社員の私益的なものになる危険性があるので、止むを得ず表決権に差を設ける場合は、その差を必要最小限にとどめ、表決権の差が極端に大きくならないように注意しなければならぬ。

○医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について（抄）

（昭和61年6月26日健政発第410号各都道府県知事宛 厚生省健康政策局長通知）

第一 医療法人制度に関する事項

3 医療法人の設立に係る手続等

医療法人の設立に係る手続等について次のように改めることとしたこと。

(1) 医療法人の定款例及び寄附行為例について

医療法人の定款例及び寄附行為例を別添4のとおり定めることとしたこと。

別添4 社団の医療法人定款例

第6章 会 議

第28条 社員は、社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する。